

[事案 27-151] 損害賠償支払請求

・平成 28 年 5 月 4 日 裁定不調

<事案の概要>

保険の見直しをし、他社の保険を解約したところ、解約返戻金額が募集人から説明された金額と異っていること等を理由に、他社保険の復旧もしくは解約返戻金額の差額の補填を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 4 月に解約した他社の契約について、以下の理由により、復旧するよう取扱他社に働きかけてほしい。それが不可能である場合、他社の契約の既払込保険料と募集人が誤って説明した金額との差額または実際に支払われた解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、申立人の年齢を誤って認識し、他社の契約の解約返戻金額について誤った説明を受けた。
- (2) リスクの説明もなく、不要な保険であり、保険の見直しは必要なかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 他社既契約の復旧を取扱他社に働きかけることについては、実効性はない。
- (2) 募集人は、申立人に他社契約の解約返戻金額については取扱他社に確認して欲しいと説明しており、募集人の誤案内が直ちに損害につながるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人については協力が得られず、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、募集人が軽率に誤った説明をしたことは事実であり、募集人は申立人の年齢（生年月日）を容易に知り得る立場にあったのに、それを誤まって、他社生命保険契約の解約返戻金の額を間違えたため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。